第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の八）
第四款　貿易経済安全保障局（第十五条―第二十一条）
第五款　イノベーション・環境局（第二十二条―第二十六条）
第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条）
第二節　施設等機関（第三十七条―第二百二十七条）
第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条―第二百五十五条の三）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）
第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二―第三百四十九条の三）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の四）
第三章　経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与（第三百五十条―第三百五十二条）
第四章　雑則（第三百五十三条）
附則

第一章　本省

第一節　内部部局

第一款　大臣官房

（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）

第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官五人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2～12　（略）

第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の五）
第四款　貿易経済協力局（第十五条―第二十一条）
第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条）
第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条の四）
第二節　施設等機関（第三十七条―第二百二十七条）
第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条―第二百五十五条の三）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁
第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）
第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）
第三章　経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与（第三百五十条―第三百五十二条）
第四章　雑則（第三百五十三条）
附則

第一章　本省

第一節　内部部局

第一款　大臣官房

（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）

第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官六人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2～12　（略）